平成２５年（フ）第１４６号
茨城県取手市宮和田675番地　第３コーポ増山107
債務者　伊藤　敦司
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６８４号
熊本市東区健軍４丁目１番５号　シーマ神水501､前住所福岡市博多区板付７丁目７番44―105号
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０５号
熊本市東区御領１丁目８番15号　宮永ハイツ201号、前住所熊本市北区西梶尾町576番地５レオパレス高岡104号
債務者　伊織　由佳（旧姓長松）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
福島県いわき市平下神谷字屋敷31番地の１
債務者　大平　吉彦
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３７０号
山梨県甲斐市竜王新町1630―76、住民票上の住所山梨県南巨摩郡早川町新倉269番地
債務者　杉山　一昭
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
長野市篠ノ井御幣川761番地１
債務者　新井　詩乃
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
石川県羽咋郡志賀町小室２の18番地
債務者　久田　順子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２０９号
三重県鈴鹿市道伯４丁目９番５号
債務者　中園まさみ
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２０号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の１　市営住宅Ｃ棟592―11
債務者　出口なおみ
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４３０号
大阪市西成区天下茶屋１－３―17大阪自彊館白雲寮、住民票上の住所大阪市浪速区日本橋３丁目４番９―1804号
債務者　髙杉　雅昭
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６４号
大阪市淀川区三津屋北１丁目17番12号
債務者　太田垣**隆**之
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７８号
大阪市西成区旭１―11―20　アメニティ旭202号、住民票上の住所大阪市此花区伝法２丁目14番14号
債務者　金沢寿栄こと　金　　寿栄
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８８号
大阪市住吉区清水丘１丁目５番22号
債務者　岡留　進和
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１４号
大阪市淀川区木川西４丁目１番33号　木川ドリームハイツ202号
債務者　髙倉　雅人
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４２号
大阪府寝屋川市国松町51番３号
債務者　下更屋　藍（旧姓細井）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８５号
大阪市城東区鴫野西３丁目５番46号　朝日橋ノーブルハイツ302
債務者　志賀　啓二
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１２７号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ31―101号
債務者　山下登志雄
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部